

審査基準・標準処理期間

所属名	農林水産部林業振興課森林政策・流通係
内線番号	5001

No.	項目	内容
①	処分名	森林経営計画の認定、変更認定
②	法令名	森林法
③	法令番号	昭和26年法律第249号
④	根拠条項	第11条第1項、第12条第1項及び第2項、第19条第1項第1号
⑤	処分権者	京都府知事(委任先:各広域振興局長、京都府林務事務所長)
⑥	法令の定め	第11条第1項 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者は、自らが森林の経営を行う森林であつてこれを一体として整備することを相当とするものとして政令で定める基準に適合するものにつき、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、五年を一期とする森林の経営に関する計画(以下「森林経営計画」という。)を作成し、これを当該森林経営計画の対象とする森林の所在地の属する市町村の長に提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。 第12条第1項 前条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者(以下「認定森林所有者等」という。)は、次に掲げる場合には、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。 一 当該認定森林所有者等が当該森林経営計画の対象とする森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合又は当該森林経営計画の対象とする森林以外の森林であつて前条第一項の政令で定める基準に適合するものにつき新たに自ら森林の経営を行うこととなつた場合 二 当該認定森林所有者等が次条の規定による通知を受けた場合 第12条第2項 認定森林所有者等は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林経営計画の変更を必要とする場合には、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めすることができる。 第19条第1項 森林経営計画の対象とする森林の所在地が二以上の市町村にわたる場合には、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七条までの規定において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。 一 当該森林経営計画の対象とする森林の全部が一の都道府県の区域内にある場合当該都道府県知事
⑦	審査基準	・森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知) ・森林経営計画制度の運用上の留意事項について(平成24年12月13日付け24林整計第152号林野庁計画課長通知) ・森林法施行令第3条第1号の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件(平成14年3月26日付け農林水産省告示第895号) ・森林法施行令第3条第1号の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の運用について(平成24年3月30日付け23林整計第386号林野庁計画課長通知)
⑧	経由機関名	-
⑨	協議機関名	関係市町村
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)認定請求日から30日以内
	経由機関	-
	協議機関	-
	当該処分機関	認定請求日から30日以内
⑫	問合せ	農林水産部林業振興課森林政策・流通係 (電話)075-414-5001
⑬	備考	

○森林経営計画制度運営要領（平成 24 年 3 月 26 日付け 23 林整計第 230 号林野庁長官通知）（抜粋）

別紙「森林経営計画制度運営要領」

I 森林経営計画

2 森林経営計画の認定

森林経営計画の認定権者は、森林経営計画の認定に当たり、認定請求書及び森林経営計画書の記載事項及び添付書類に不備がある場合など法令等に定められた形式的要件に適合していない認定請求にあっては、速やかに当該請求者に補正を求めることとする。また、当該請求が法第 11 条第 5 項に掲げる要件のいずれかを満たしていないと認められる場合には、当該請求者に認定請求を取り下げ、当該森林経営計画の内容の修正を行った上で改めて認定請求するよう指導することとする。

なお、当該森林経営計画に火入れに関する事項が記載され、かつ、当該火入れをする森林が国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号。以下「管理経営法」という。）第 2 条に定める国有林野に近接する森林であるときは、法第 11 条第 6 項の規定により当該国有林野を管轄する森林管理署長に協議し、同意を得なければならない。この場合の「国有林野に近接する」とは、当該森林経営計画に記載された火入れをする森林の周囲 1 キロメートルの範囲内に国有林野がある場合である（規則第 41 条）。

さらに、市町村の長は、法第 10 条の 12 の規定により、市町村の求めに応じて林業普及指導員等（森林総合監理士を含む。）が森林経営計画の認定など市町村森林整備計画の達成に必要な専門的な技術及び知識を要する協力を行うこととされていることを踏まえ、同制度の積極的な活用を図ることとする。

(1) 認定請求の資格等

ア 森林経営計画の認定の請求をすることができる者の資格

森林経営計画の認定の請求をすることができる者は、法第 11 条第 1 項に規定する森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者すなわち当該森林を育成することができ、自ら森林の経営を行う者であるが、本制度の実施上問題となるケースについて、次のとおり運用を図ることとする。

なお、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者であっても、認定の請求をしようとする森林経営計画の始期においては自らその対象とする森林の経営を行う者である場合であっても、例えば、分収林契約の期間が満了する場合など計画期間中に自ら森林の経営を行わなくなることが明らかな場合は、当該森林について森林経営計画の認定を請求することはできない。ただし、この場合であっても、当該森林を育成することができることとなる者の同意を別途得て、自ら森林の経営を行う者となる場合には、当該森林経営計画の計画期間を通じた認定の請求をすることは可能である。

また、認定請求者は、自ら森林の経営を行う者である限り、任意団体（権利能力なき社団）であってもよいが、この場合、令第 11 条第 8 号の団体となるよう指導することが望ましい。なお、認定請求に際しては、当該団体の構成員が所有する森林のうち当該団体に森林の経営が委託されている森林の範囲を特定する必要がある。

(ア) 通常の共有に係る森林については、共有の各人が森林所有者であるが、自ら森林の経営を行う者であるためには、共有に係る全ての森林所有者により共同して認定の請求を行い又は共有に係る他の森林所有者から森林の経営の委託を受けることが必要である。

(イ) 入会林野又は旧慣使用林野については、自己の意思と責任において森林の施業及び保護を行うことが慣行によって認められていない入会権者又は旧慣使用権者は森林所有者ではない。なお、この場合、認定請求者の資格を有するのは、入会林野又は旧慣使用林野の管理団体があるときは、森林所有者たる当該管理団体である。

(ウ) 管理経営法第3章の規定による分収造林契約又は旧国有林野法の一部を改正する法律（昭和59年法律第27号）による改正前の国有林野法第4章の規定による部分林契約の場合においては、造林者が森林所有者であり、また、分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）に規定する分収造林契約及び分収育林契約の場合並びにその他の分収林契約にあっては契約対象樹木を契約当事者の共有として約定している場合においては、各契約当事者が森林所有者である。また、当該契約対象樹木に係る持分を有さない契約当事者は森林所有者ではないが、当該契約に基づき、契約対象樹木について植栽、保育又は管理を行う者は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に含まれる。

(エ) 地方公共団体等が森林の土地の所有者との間で、立木竹を所有（共有を含む。）し育成することができる旨の協定等を締結している場合には、当該地方公共団体等は森林所有者である。また、当該地方公共団体等が立木竹の所有権を有さない場合は森林所有者でないが、当該協定等に基づき立木竹を育成することができる場合は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に含まれる。

(オ) 森林所有者との森林の経営の委託契約（以下「森林経営委託契約」という。）に基づき一定期間（森林経営計画の計画期間を包含する5年以上）にわたり、森林所有者に代わって森林の経営を行う者は、森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に含まれる。

(カ) 市町村が、経営管理権集積計画に基づき経営管理権の設定を受けて一定期間（森林経営計画の計画期間を包含する5年以上）にわたり、森林所有者に代わって森林の経営を行う場合は、当該市町村は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に含まれる。（森林経営計画の計画期間中に、森林経営管理法に基づく経営管理実施権配分計画（森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画をいう。）を作成することが明らかな場合を除く。）

(キ) 経営管理実施権配分計画に基づき経営管理実施権の設定を受けて一定期間（森林経営計画の計画期間を包含する5年以上）にわたり、森林所有者に代わって森林の経営を行う民間事業者は、森林所有者から森林の経営の委託を受けた者に含まれる。

(ク) 立木を買い受けた素材生産業者等、森林所有者から森林の立木竹の所有権を取得した者は、通常の立木竹の買受けのみを内容とする契約が締結され、当該契約に基づき一定期間にわたる当該森林における立木竹の育成をすることができない場合には、森林経営計画の認定の請求を行うことはできない。

イ 計画対象森林の要件等

計画対象森林は、法第11条第1項並びに令第3条第1号及び第2号に定める一体として整備することを相当とするもの（以下「一体整備相当森林」という。）として認定森林所有者等（法第12条第1項の認定森林所有者等をいう。以下同じ。）が所有している森林及び森林の経営を受託している

森林（認定森林所有者等及び認定森林所有者等に森林の経営の委託をした者以外の者と共有している森林を除く。）の全てであり、計画期間中に施業を実施する予定のない森林や保護のみの対象となる森林も計画対象森林となる。

このため、規則第 33 条第 1 号に掲げる場合に該当する森林経営計画（以下「属地計画」という。）のうち同号イの規定に該当する森林経営計画（以下「林班計画」という。）にあっては同号イに基づく小流域内の自らが森林の経営を行う全ての森林、属地計画のうち同号ロの規定に該当する森林経営計画（以下「区域計画」という。）にあっては同号ロに基づく区域（以下「一体整備相当区域」という。）内の自らが森林の経営を行う全ての森林、規則第 33 条第 2 号に掲げる場合に該当する森林経営計画（以下「属人計画」という。）にあっては自らが森林の経営を行う全ての森林は、当該森林経営計画の対象とする必要がある。

なお、林班計画又は区域計画については、それぞれ小流域内又は一体整備相当区域内において同一の森林経営計画の対象とすることができると認められる森林は、当該森林経営計画の対象とするよう指導することとする。また、森林経営計画の認定後、森林の経営の委託を受けること等により新たに要件に該当することとなった森林は、その時点で当該森林経営計画の対象とするよう指導することとする。

計画対象森林に係る令第 3 条及び規則第 33 条の運用は、次により行うこととする。

(ア) 林班計画の面積の基準となる小流域は、尾根筋等の天然地形や、森林の更新、立木の保護等に影響を及ぼす主風、積雪等の気象条件等の自然的条件及び林道、作業道、木材集積場等森林施業の実施に必要な施設の設置の状況からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出が一体として効率的に行われうる林班又は隣接する複数林班のまとまりをもっているものであることが必要である。

このため、計画対象森林は、一の林班又は隣接する複数の林班に所在することを要する。また、当該森林を含む林班のうち、市町村の長が認定に際して（認定権者が市町村の長以外の場合にあっては、規則第 46 条第 1 項の意見聴取に対する回答に際して）一体整備相当森林の面積に含めないこととして指定した森林（以下「計画的な森林の施業及び保護が困難な森林等」という。）以外のものの面積の 2 分の 1 以上（複数林班の場合にあっては、林班ごとでなく、複数林班の森林の全体の 2 分の 1 以上の面積）であることが必要である。

(イ) 区域計画の森林の面積の基準となる一体整備相当区域は、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出が一体として効率的に行われうる森林の範囲であることが必要である。

一の区域計画の対象森林は、一の一体整備相当区域に所在し、計画的な森林の施業及び保護が困難な森林等を除いて 30 ヘクタール以上の面積であることが必要である。

なお、市町村森林整備計画において、一体整備相当区域が定められていない場合は、区域計画を作成することはできない。

(ウ) 属人計画は、森林の経営の実施の状況からみて同一の者により、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる場合であることから、計画対象森林は一の者が森林の経営を行うこととされていることが必要である。また、その面積は、計画的な森林の

施業及び保護が困難な森林等を除いた、認定請求者が森林所有者である森林が 100 ヘクタール以上であることが必要である。

なお、共有となっている森林において、他の共有している者から森林の経営の委託を受けて当該森林の全てにつきその立木竹の育成を行うことができる者が、単独で森林経営計画の認定の請求をした場合にあっては、共有となっている森林の面積に当該認定請求者の持分割合を乗じて得た値を当該認定請求者が森林所有者である森林の面積であるとみなすこととする。

(エ) 森林経営計画制度は、森林の施業の一層の集約化に向けて計画対象森林を拡大することが重要であり、また、同制度の実効性を確保するため認定森林所有者等及び認定権者の双方が計画対象森林における森林の経営の計画及び実行状況を的確に把握する必要があることから、計画対象森林が他の森林経営計画の対象森林と重複しないよう指導するものとする。ただし、次の場合は、この限りではない。

① 新たに林班計画を作成しようとする場合であって、当該計画対象森林の中に既に作成された属人計画又は区域計画の対象森林が含まれており、当該森林を新たに作成しようとする林班計画に含めないことにより、当該林班計画が規則第 33 条第 1 号イの規定に定める基準に適合しなくなるとき。

② 新たに属人計画又は区域計画を作成しようとする場合であって、当該計画対象森林の中に既に作成された林班計画の対象森林が含まれており、当該森林を当該林班計画から除外することにより、当該林班計画が規則第 33 条第 1 号イの規定に定める基準に適合しなくなるとき。

③ 既に作成された森林経営計画（属人計画を除く。）の対象森林の一部に経営管理権又は経営管理実施権が設定され、当該森林において、既に作成された森林経営計画とは別に森林経営計画を作成しようとする場合であって、当該森林を既に作成された森林経営計画から除外することにより、当該計画が規則第 33 条第 1 号の規定に定める基準に適合しなくなるとき。

ウ 森林の経営に関する長期の方針の扱い

法第 11 条第 2 項第 1 号に規定する森林の経営に関する長期の方針については、規則第 35 条第 1 号の規定により、40 年以上の期間に係る森林の経営の基本方針並びに 5 年ごとの伐採立木材積及び造林面積を記載することとされているほか、同条第 4 号の規定により、森林の経営の規模の拡大の目標を記載する場合にあっては、5 年ごとの森林の経営の規模の拡大及び作業路網の延長その他の作業路網の設置に関する長期の方針を記載することとされている。

これは、計画対象森林において、市町村森林整備計画の達成に資する適切な森林の施業及び保護が長期的かつ持続的に実施されることを確認することを目的とするものであるから、当該森林経営計画を作成しようとする者に対し、直前の森林経営計画（以下「旧計画」という。）の終期からの継続性の有無を記載するよう指導するとともに、継続して作成されている場合は、旧計画に記載された長期の方針との整合性を確認することとする。なお、森林経営計画は、継続的に森林経営計画を策定することにより持続的な森林経営を確保することを目的としていることを踏まえ、森林経営計画が継続的に作成されるよう指導することとする。

また、林班計画又は区域計画を共同して作成する場合にあっては、当該計画対象森林の周辺の森林の森林所有者又は当該森林経営計画を共同して作成する者からの申出に応じて委託を受けて行う森林の経営に関する長期の方針を記載することとされている（規則第 35 条第 2 号）。これは、林班計

画又は区域計画を共同して作成する場合であっても森林の経営を行う者の単一化を進める方針があればその旨を明らかにさせるとともに、林班計画又は区域計画が当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による森林経営計画への参画を阻害しないことを確認するためのものである。

このため、林班計画又は区域計画の認定請求者は、当該森林所有者による森林経営計画への参画に協力する旨を記載するよう指導することとする。なお、規則第 35 条第 2 号の森林経営計画の対象とする森林の周辺の森林所有者とは、当該計画対象森林を含む林班内の森林所有者とする。

一方、属人計画については、当該計画対象森林を含む林班内の森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者の申出に応じて行う森林の経営に関する長期の方針を記載することとされている（規則第 35 条第 3 号）。これは、属人計画が林班計画の作成を阻害しないことを確認するためのものであることから、属人計画の認定請求者は、当該林班計画の作成に協力する旨を記載するよう指導することとする。

エ 森林経営計画の記載事項

法第 11 条第 2 項第 9 号に規定する森林経営計画の記載事項については、規則第 36 条の規定により、計画的伐採対象森林のうち人工植栽に係るものの立木の樹高、森林の施業及び保護の共同化に関する事項、作業路網その他施設の整備に関する事項並びに主伐及び間伐の施業履歴とされている。

なお、一体整備相当区域内における効率的かつ持続的な森林の経営を推進するため、一体整備相当区域内の森林を対象とする林班計画、区域計画又は属人計画の認定請求者は、当該一体整備相当区域内の森林を対象とする他の森林経営計画が既に作成されている場合は、当該森林経営計画の認定森林所有者等と連携して効率的な森林の施業及び保護の実施並びに路網の設置及び維持管理に努める旨を記載するよう指導することとする。

また、規則第 36 条第 1 号ハの面積が著しく小さい森林とは、0.3 ヘクタール以下の森林とし、当該森林に隣接している森林とは、当該森林との距離が 20 メートル未満である立木を含む一団の森林とし、認定請求者が自ら森林の経営を行わない森林を含むものとする。

オ 森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面の扱い

規則第 37 条第 1 項第 2 号の規定により添付することとされている森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面は、次の(ア)から(オ)までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ(ア)から(オ)までに掲げる書面とする。

(ア) 認定請求者がアの(ウ)に示す分収林契約の契約当事者であって、当該契約の対象樹木に係る持分を有さないが、当該契約に基づき、その育成を行うことができる者である場合 当該分収林契約書の写し

(イ) 認定請求者がアの(エ)に示す協定等を締結した地方公共団体等であって、当該協定等の対象となる立木竹の所有権を有さないが、当該協定等に基づき、その育成を行うことができる者である場合 当該協定書等の写し

(ウ) 認定請求者がアの(オ)に示す森林経営委託契約により一定期間にわたり森林所有者に代わって森林の経営を行う者である場合 当該森林経営委託契約書の写し等

(エ) 認定請求者がアの(カ)に示す経営管理権集積計画により一定期間にわたり森林所有者に代わって森林の経営を行う者である場合 当該経営管理権集積計画の写し等

(オ) 認定請求者がアの(キ)に示す経営管理実施権配分計画により一定期間にわたり森林所有者に代わって森林の経営を行う者である場合 当該経営管理実施権配分計画及び当該経営管理実施権配分計画の対象森林に係る経営管理権集積計画の写し等

カ 森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面の扱い

規則第 37 条第 1 項第 3 号の規定により添付することとされている森林の土地の所有者の同意があったことを証する書面は、次の(ア)又は(イ)に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる書面とする。ただし、オに掲げる書面において、当該計画対象森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備に関し、委任を受けている場合など森林の土地の所有者の同意があったことが明らかとなる場合にあっては、当該書面をもって同号の書面に代えることができるものとする。

(ア) 当該計画対象森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置当該施設の設置につき森林の土地の所有者の同意があったことを示す書面等の写し

(イ) 当該計画対象森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の維持管理当該施設の利用及び維持管理について定めた協定書等の写し

(2) 認定基準等

ア 規則第 38 条に規定する森林施業の合理化に関する基準及び規則第 39 条に規定する公益的機能別森林施業の実施に関する基準の運用は、次により行うこととする。

(ア) 規則第 38 条第 3 号(規則第 39 条において適用することとされる場合を含む。)に規定する「当該森林経営計画の期間内において間伐のために伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の 100 分の 35 以下」となっている旨の基準は、当該森林経営計画において間伐のために伐採することとされている森林ごとに適用する。

同号ニに掲げる要件に該当する森林には、計画期間内に樹冠疎密度が 10 分の 8 以上となる森林など市町村森林整備計画に定める標準的な間伐の方法に従って間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね 5 年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が 10 分の 8 以上であることが確実であると見込まれる森林が含まれるものと運用して差し支えない。

また、同号ニに掲げる要件に該当する森林は、現況に応じて幼齢林や老齢林、過密化しない森林、気象害や生育不良により林冠が閉鎖していない森林等を除外することができるものとする。この場合、幼齢林とは、例えば除伐が必要な 5 齢級以下の森林等を、老齢林とは、例えば間伐実績のある 13 齢級以上の森林(長伐期施業を推進すべき森林を除く。)等をいう。

(イ) 規則第 38 条第 3 号ハ(規則第 39 条において適用することとされる場合を含む。)に規定するその面積が著しく小さい森林とは、その面積が 0.3 ヘクタール以下の森林とする。

(ウ) 本要領 I の 2 (1)イ(エ)の①又は②に掲げる場合に該当し、林班計画の対象森林と属人計画又は区域計画の対象森林が重複する場合における当該林班計画への規則第 38 条第 4 号(規則第 39 条において適用することとされる場合を含む。)の基準の適用については、当該林班計画の対象森林から当該属人計画又は区域計画の対象森林を除いた部分に同号の基準を適用するものとする。また、本要領 I の 2 (1)イ(エ)の③に掲げる場合に該当し、既に作成された森林経営計画と当該森林経営計画とは別に作成する森林経営計画の対象森林が重複する場合における当該森林経営計画への同号の

基準の適用についても、同様に取り扱うものとする。規則付録第2の算式のT1及びT2の「計画的間伐対象森林・・・につき定められている間伐を実施すべき標準的な林齢・・・の差のうち最小なもの」とは、市町村森林整備計画において「平均的な間伐の実施時期の間隔」が定められている場合にあっては、当該「平均的な間伐の実施時期の間隔」(複数の間隔が定められている場合にあっては、その最小のもの)を基本とする。ただし、長伐期施業を推進すべき森林に係るT2については、当該森林において今後見込まれる施業を考慮するなど、森林の現況や地域の実情等に応じて適切な間隔を定めるものとする。なお、市町村森林整備計画において間伐を実施すべき標準的な林齢として一の林齢のみが定められている場合、標準伐期齢以上に係る間伐を実施すべき標準的な林齢について定めのない場合など、T1及びT2が定められない場合にあっては、T1については、一律で10(年間)、T2については、一律で15(年間)とする。

(エ) 規則第38条第6号(規則第39条において適用することとされる場合を含む。)に規定する一箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地をいう。また、連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離(当該伐採跡地間に介在する森林(未立木地を除く。)又は森林以外の土地の距離をいう。)が20メートル未満に接近している部分が20メートル以上にわたっている場合は、一箇所とみなす。

ただし、立木の伐採により生ずる伐採跡地の形状が一部分くびれている場合であって、そのくびれている部分の幅が20メートル未満であり、かつ、その部分の長さが20メートルにわたっているときは、当該伐採跡地を一箇所とみなさない。

(オ) 規則第38条第7号(規則第39条において適用することとされる場合を含む。)に規定する当該森林経営計画の期間内において天然林(根株における発芽による更新が可能なものとして市町村森林整備計画に定められている樹種が生育している森林その他更新が確実と見込まれる森林を除く。)で伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の10分の7以下とする旨の基準は、当該森林経営計画において伐採が計画されている森林ごとに適用する。

(カ) 規則第38条第8号(規則第39条において適用することとされる場合を含む。)に規定する当該森林経営計画の期間内において伐採することとされている立木の材積(間伐のため伐採することとされている立木材積を除く。)が、規則付録第3の算式により算出される材積以下とする旨の基準において、規則付録第4の超過伐採予定森林とは、同付録の算式により算出される材積を超えない範囲で超過伐採をすることが認められた森林をいい、同付録の調整対象森林とは、超過伐採予定森林において超過伐採が認められる際に、伐採材積を抑制することとなった森林をいう。この場合、超過伐採予定森林及び調整対象森林に係る材積の調整は、森林経営計画の認定を通じて行うこととする。

(キ) 規則第39条第2項第1号イに規定する最大の材積とは、当該森林について適用すべき林分密度管理図における最多密度材積をいう。

(ク) 規則第39条第2項第1号に規定する複層林施業森林のうち現況が単層林であるものにおける間伐の基準に関し、基準を適用すべき計画的間伐対象森林(複層林施業森林のうち現況が単層林であるものに限る。)の計画の期首における収量比数が100分の90を超える場合にあっては、収

量比数を 100 分の 75 以下とするために行う間伐により林冠が急激に疎開することを回避するため、計画期間内における間伐を二回に分けて実施するよう指導することが望ましい。ただし、気象害の発生のおそれがない場合にあっては、この限りでない。

(ケ) 規則第 39 条第 2 項第 3 号に規定する択伐複層林施業森林において実施される択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。

① 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木を選定し、又は 10m 未満の幅の帯状に選定してする伐採

② 樹群を単位とし、当該伐採によって生ずる無立木地の面積が 0.05 ヘクタール未満である伐採

(コ) 規則第 39 条第 2 項第 4 号及び第 5 号に規定する複層林施業森林（択伐複層林施業森林を除く。）において実施される伐採とは、森林を裸地化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次に掲げるものとする。

① 伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木を選定し、又は 40m 未満の幅の帯状に選定してする伐採

② 樹群を単位とし当該伐採によって生ずる無立木地の面積が 1 ヘクタール未満である伐採また、同項第 4 号に規定する当該森林経営計画の期間内において計画対象森林（択伐以外の複層林施業森林（人工植栽に係る森林又は根株における発芽による更新が可能なものとして市町村森林整備計画に定められている樹種が生育している森林その他更新が確実と見込まれる森林に限る。）に限る。）で伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の 10 分の 7 以下とする旨の基準は、当該伐採が計画されている森林ごとに適用する。同項第 5 号に規定する計画的伐採対象森林（複層林施業森林に限る。）のうち、主伐としてその立木を伐採することとされているものにつき、樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとに当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の 2 分の 1 以上（択伐による複層林施業森林にあっては 10 分の 7 以上）維持しなければならないとする旨の基準は、当該伐採が計画されている森林ごとに適用する。

イ 法第 11 条第 5 項第 3 号に規定する市町村森林整備計画に照らして適当であると認められることとは、次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

① 市町村森林整備計画において定められている立木竹の伐採（主伐）に関する事項、造林に関する事項及び間伐・保育に関する事項に適合していること

② 計画対象森林に公益的機能別施業森林の区域内の森林が含まれる場合において、当該森林について市町村森林整備計画において定められている公益的機能別施業森林の区域における施業の方法に適合していること

③ 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が共同して森林経営計画を作成する場合においては市町村森林整備計画において定められている森林施業の共同化の促進に関する事項に適合していること

④ 法第 11 条第 3 項の規模拡大の目標を定めている場合にあっては、市町村森林整備計画に定めら

れている作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項に適合していること

⑤ 計画対象森林に保健機能森林（森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第 71 号。以下「特別措置法」という。）第 3 条第 2 項第 1 号に規定する保健機能森林をいう。）の区域内の森林が含まれる場合において、市町村森林整備計画において定められている保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に適合していること

⑥ 区域計画において、計画対象森林の全てが一の一体整備相当区域内に所在していること ウ 法第 11 条第 5 項第 4 号に規定する要件は、計画対象森林における既設の作業路網及び森林経営計画において定められた作業路網等の整備に関する事項に照らして、森林経営計画に定められた森林の施業及び保護が実施できると認められることとする。

エ 規則第 39 条の 2 に規定する鳥獣害防止森林区域内において当該森林経営計画の期間内に植栽による造林が予定されているときは、防護柵の設置、わな等による鳥獣の捕獲その他の当該植栽に係る立木の保護措置を実施することとされていることとする旨の基準については、鳥獣害防止森林区域内の森林であって計画期間内に人工植栽が計画されているもの又はその周辺において、鳥獣害防止森林区域において対象とされている鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、以下のいずれかの措置が計画されていることとする。

① 防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置又は現地調査等による森林のモニタリングの実施等による植栽木の保護措置

② わな又は銃器等による対象鳥獣の捕獲

なお、対象鳥獣の捕獲については、森林経営計画の作成者（当該作成者から委託を受けて実施する者を含む。）により実施されているもの又は市町村が主体となるなど地域において計画的な実施が予定されているものに限ることとする。

オ 法第 11 条第 5 項第 8 号に規定する要件は、計画対象森林に法第 39 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する要整備森林が含まれる場合において、地域森林計画に定められた当該要整備森林について実施すべき施業の方法及び時期に従っていることとする。

カ 法第 21 条第 4 項に基づき、認定森林所有者等が森林経営計画に記載された火入れをしようとするときは、規則第 47 条第 2 項に従い、あらかじめ時間的余裕をもって市町村の長に指示を求め、その指示に従って火入れをするよう指導することとする。なお、法第 22 条の規定を踏まえ、あわせて、火入れをする森林の周囲 1 キロメートル以内にある立木竹の所有者又は管理者（森林管理署長を含む。）にあらかじめ通知するよう指導することが望ましい。

3 森林経営計画の変更

(1) 法第 12 条第 1 項第 1 号（義務的変更）に規定する認定森林所有者等が計画対象森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合又は計画対象森林以外の森林であって令第 3 条第 2 号で定める基準に適合するもの（林班計画にあっては林班計画の対象森林が所在する林班内の森林、区域計画にあっては区域計画の対象森林が所在する一体整備相当区域内の森林、属人計画にあっては認定請求者が自ら所有し又は森林所有者から森林の経営の委託を受けている森林をいう。）につき新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合とは、次に掲げる場合である。

ア 計画対象森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなった場合

(ア) 計画対象森林の土地の一部が農地、宅地等に転用され、又は地すべり等が生じたため、当該森林が森林でなくなり将来とも森林としての用に供することがないことが確実となった場合

(イ) 森林所有者である認定森林所有者等が、計画対象森林の土地の一部又は全部につき、他人に売渡し、贈与、賃貸、地上権の設定等（認定森林所有者等の死亡、解散又は分割がなされ、包括承継人がいない場合を含む。）のため森林所有者でなくなり、又は森林経営委託契約の締結等により自ら森林の経営を行わなくなった場合

(ウ) 森林の経営の委託を受けた認定森林所有者等が、森林所有者との間で締結していた森林経営委託契約の解約等により、計画対象森林の一部又は全部につき森林の経営の委託を受けた者でなくなった場合

イ 新たに自ら森林の経営を行うこととなった場合

(ア) 農地、宅地等に森林が造成されたため、新たに森林となり将来とも森林としての用に供することとなることが確実となった場合

(イ) 認定森林所有者等が、森林所有者でない森林につき、買入れ、相続、遺贈、受贈、賃貸、地上権の設定等のため森林所有者となり、又はその所有する森林につき、森林経営委託契約の解約等により自ら森林の経営を行う森林となった場合

(ウ) 認定森林所有者等が、他の森林所有者との間で新たに森林経営委託契約を締結すること等により、当該森林につき森林の経営の委託を受けた者となった場合

これらの場合には、当該計画対象森林のうち、認定森林所有者等が、自ら森林の経営を行わなくなった森林に係る部分を削除し、又は新たに森林の経営を行うことになった森林を追加するほか、それ以外の部分の森林についての森林の経営の内容についても必要に応じ所要の変更をすることとされている。

ただし、計画的な森林の施業又は保護を実施することが困難又は不適當である森林、具体的には、

① 当該森林の土地が湿地であることその他その土地における立木の更新が著しく困難であると認められている森林

② 森林経営計画の計画期間内において、当該森林が立木の生育に供されなくなることが明らかであると認められる森林については、法第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当しないものと運用して差し支えない。

また、自ら森林の経営を行わなくなった場合であっても、経営管理権が設定され、経営管理実施権配分計画に基づく民間事業者による計画的な森林施業の実施が見込まれる森林、具体的には、

① 共同計画のうち一部の森林所有者が、市町村に自らの森林について経営管理権集積計画の作成を申し出て、経営管理権が設定される森林

② 認定森林所有者等へ森林の経営を委託している森林所有者が、市町村に自らの森林について経営管理権集積計画の作成を申し出て、経営管理権が設定される森林

であって、当該森林経営計画の計画期間中に、当該森林について経営管理実施権配分計画が作成されることが明らかであると認められるものについては、経営管理実施権の設定までの間、法第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当しないものと運用して差し支えない。

なお、法第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる場合の計画の変更の手続は、規則第 42 条第 1 項第 1 号の

規定により義務的変更を行わなければならなくなった日から 30 日以内に変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出しなければならない。この場合の変更認定の請求をする者は、義務的変更が必要となった森林経営計画の認定森林所有者等である。

したがって、当該森林経営計画が共同の森林経営計画である場合にあっては、その全ての認定森林所有者等が共同連名で変更認定の請求を行わなければならない。ただし、認定森林所有者等の一部がアの(イ)又は(ウ)に掲げる場合に該当して森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者でなくなった場合は、これを除く全ての認定森林所有者等が、森林所有者でなくなった者が所有していた森林及び森林の経営の委託を受けなくなった者が当該委託を受けていた森林を計画対象森林から除く変更の認定請求をすれば足りる。この場合、アの(イ)又は(ウ)に掲げる場合に該当して当該義務的変更が必要な計画対象森林について新たに森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、法第 12 条第 2 項（自主的変更）の規定に基づき、森林所有者でなくなった者が所有していた森林又は経営の委託をされなくなった森林を引き継ぐ形で変更の認定を受けた場合にあっては、義務的変更の手続を省略することができる。

(2) 法第 13 条の規定による通知は、次に掲げる場合にすることとする。

ア 法第 11 条第 5 項第 2 号イの農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準又は同号ロの農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準が変更されたため、森林経営計画の内容が当該基準に適合しなくなったと認められる場合

イ 市町村森林整備計画の樹立又は変更が行われたため、当該森林経営計画の内容が、法第 11 条第 5 項各号に掲げる要件に適合しなくなったと認められる場合

ウ 地域森林計画の樹立又は変更により、当該森林経営計画の内容が、法第 11 条第 5 項第 8 号に規定する要整備森林に係る要件に適合しなくなったと認められる場合

エ (1)の ア又はイに掲げる場合に該当することとなったにもかかわらず、認定森林所有者等が森林経営計画の変更について認定の請求をしないと認められる場合

(3) 法第 12 条第 2 項（自主的変更）に該当する変更の認定請求は、当該森林経営計画において伐採（間伐を含む。）等の森林の施業又は保護を行うこととされていなかった森林につき新たに伐採（間伐を含む。）等の森林の施業又は保護を実施することとする場合、認定森林所有者等以外の者が新たに計画に参画する場合その他必要な場合にできることとする。

なお、計画対象森林における継続的な森林施業及び保護の実施による持続的な森林の経営を確保するとともに、森林経営計画制度の実効性を確保するため、一旦認定された計画対象森林については、継続して当該森林経営計画の対象森林とするよう指導することとする。

(4) 変更後の森林経営計画書及び添付書類については、変更に関する部分のみであっても差し支えないこととする。

4 森林経営計画の変更の認定

法第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定による変更認定の請求があった場合において同条第 3 項において準用する法第 11 条第 5 項第 2 号の基準のうち規則第 38 条第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号（規則第 39 条において適用することとされる場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項第 4 号から第 8 号までに適合するかどうかの変更認定については、原則として対象森林の異動が森林経営計画の

始期にあったものとみなして、当該認定森林所有者等が森林経営計画の期間内にする森林の施業につき当該基準に適合しているかどうかを認定するものとする。

8 数市町村にわたる場合の取扱いについて

計画対象森林の所在地が2以上の市町村にわたる場合の運用は、次のとおりとする。

(2) 森林経営計画の認定請求等

森林経営計画の認定の請求及び伐採等の届出は、法第19条第1項に規定する区分に従って、都道府県知事又は農林水産大臣に対して行うよう指導することとする。また、法第12条第1項及び第2項の変更に係る請求についても同様とする。

○森林経営計画制度の運用上の留意事項について(平成24年12月13日付け24林整計第152号林野庁計画課長通知)(抜粋)

1 森林経営計画の認定等について

森林経営計画の認定等については、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「規則」という。)及び「森林経営計画制度運営要領」(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知。以下「長官通知」という。)によるほか、次のとおりとする。

(1) 認定請求書及び森林経営計画書の記載事項並びに添付書類の形式審査

認定請求書は、規則第106条の規定により告示で定める様式、森林経営計画書は、法第11条第2項及び第3項、規則第35条及び第36条並びに長官通知Iの2の(1)ウ及びエに従うことが必要である。

ア 認定請求書等に記載する請求者等の氏名

認定請求書、変更認定請求書及び森林経営計画に係る伐採等の届出書については、いずれの場合においても請求者及び届出人(共同による森林経営計画にあっては、計画作成者たる計画対象森林の森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者。)全ての氏名を記名することが必要である。

ただし、共同による森林経営計画における次のいずれかに該当する手続にあっては、当該手続が自ら所有し又は森林の経営の委託を受けている森林に係るものでない場合は、当該森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者については記名を要しないこととして運用して差し支えない。その場合、記名を要しないこととされた者に対して、その内容を周知しなければならない。

① 森林経営計画変更認定請求書に係る計画対象森林の減以外の変更認定請求手続

② 森林経営計画に係る伐採等の届出書に係る手続

なお、森林経営計画変更認定請求書に係る計画対象森林の増の手続きにあっては、追加する計画対象森林の森林所有者に加えて、少なくとも一の認定森林所有者等(法第12条第1項の認定森林所有者等をいう。以下同じ。)の記名及び確認を行うことが必要である。また、この場合において、規則第33条第1号イに掲げる場合に該当する森林経営計画(以下「林班計画」という。)を同号ロに掲げる場合に該当する森林経営計画(以下「区域計画」という。)に変更する場合は、計画対象森林とする必要のある森林が、林班内の自らが森林の経営を行う全ての森林から、同号ロに定める区域

内の自らが森林の経営を行う全ての森林となることについて、当該林班計画の認定森林所有者等に対して十分な周知を図る必要がある。

イ 森林経営計画書に記載する森林の経営に関する長期の方針

森林経営計画の継続性の有無に関して、長官通知Ⅰの２の(1)ウの「森林経営計画が継続的に作成されるよう指導する」とは、例えば、

- ① 都道府県が管理する森林簿に森林経営計画の対象森林の所在や認定時期を記録すること等により、一旦森林経営計画の対象となった森林については、計画期間満了後も引き続き森林経営計画の対象森林とするよう認定請求者等に対して指導すること
- ② 森林所有者との森林の経営の委託契約に基づき森林経営計画を作成する者に対し、委託契約の締結に当たり、例えば契約期間を 20 年間とするなど長期の委託契約とすることや、契約期間満了までに森林所有者から解約の申出がなければ契約期間を更新する旨の条項を設けることなどにより、長期的に森林経営計画の作成及び実行が図られるよう指導すること
- ③ 森林所有者との森林の経営の委託契約に基づき既に森林経営計画を作成している者に対し、当該契約の更新に当たり、②と同様の指導を行うこと等である。なお、②及び③の指導に当たっては、長期の委託契約に係る交渉等の状況に応じ、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に基づく経営管理権及び経営管理実施権の設定を考慮するものとする。

また、林班計画にあっては、当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による当該林班計画への参画に協力する旨を記載するとともに、区域計画にあっては、当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による当該区域計画への参画及び当該区域計画の対象森林と重複する林班計画の作成に協力する旨を記載することが必要である。一方、規則第 33 条第 2 号に掲げる場合に該当して作成する森林経営計画（以下「属人計画」という。）にあっては、当該計画対象森林を含む林班内の他の森林所有者による当該属人計画の対象森林と重複する林班計画の作成に協力する旨を記載することが必要である。

ウ 認定の請求の添付書類

添付書類は、規則第 37 条並びに長官通知Ⅰの２の(1)オ及びカに従うことが必要である。なお、同条第 1 項第 2 号の規定に基づく森林の経営の委託を受けたものであることを証する書面は、長官通知Ⅰの２の(1)オ(ウ)～(オ)のとおり森林経営委託契約書等の写しのほか、認定権者が認定に際して森林経営委託契約書を確認する場合は、認定請求者が当該契約を締結した旨を記載した書面（参考様式：森林経営委託契約締結済報告書）に代えることができることとする。

(2) 認定請求者の資格等

長官通知Ⅰの２の(1)アのとおり、計画期間中に自ら森林の経営を行わなくなることが明らかな場合は、当該森林について森林経営計画の認定を請求することはできないこととされているが、森林経営計画作成による森林の施業の集約化を推進し、及び主伐後の森林の適切な更新を確保する観点から、次のいずれかに該当する場合において、当該森林経営計画の認定を請求することを妨げるものではない。

- ① 分収林契約の期間が満了した後、当該森林を育成することができることとなる者が、継続して森林経営計画の認定を受けることが明らかな場合

② 分収林契約の期間が満了した後、当該森林を育成することができることとなる者から森林の経営の委託を受けた者が、継続して森林経営計画の認定を受けることが明らかな場合

③ 分収林契約の期間が満了した後、国又は地方公共団体により森林の経営が継続して行われることが明らかな場合

また、長官通知Ⅰの２の(1)アのとおり任意団体（権利能力なき社団）が認定請求者となる場合、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号。以下「令」という。）第 11 条第 8 号の団体であることが望ましいこととされているが、当該団体は、同号及び平成 14 年 10 月 15 日農林水産省告示第 1630 号（森林法施行令第十一条、第十二条、別表第三及び別表第四の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件）に従い規約（付録 1：森林経営組合理約模範例）を定めることが必要である。

(3) 記名共有林における所在不明な持分権者の取扱い

ア 共有物（財産）の変更を伴わない内容の計画である場合

記名共有林の持分権者の一部が所在不明であるものの、保育のための除間伐など共有物の変更に当たらない内容の森林経営計画を作成する場合は、権原の面からは持分の価格の過半数の賛成により計画作成が可能である。このため、認定請求に当たっては、所在不明の持分権者を含め共同連名により認定請求を行うものとする。この場合、記名が必要となる所在不明の認定請求者については、他の持分権者が代筆することとして差し支えない。ただし、当該持分権者が所在不明であることから代筆している旨、括弧書きで記載することが必要である。

イ 共有物（財産）の変更を伴う内容の計画である場合

一方、記名共有林の持分権者の一部が所在不明であり、立木の伐採（ただし、保育のための除間伐を除く。）といった共有物（財産）の変更に当たる内容の森林経営計画を作成する場合は、原則として不在者財産管理制度を活用して財産管理人を選任するなどの手段を講じなければ計画作成することはできない。

(4) 計画対象森林

森林経営計画の対象森林は、法第 11 条第 1 項、令第 3 条第 1 号（一体整備相当森林の面積規模の基準）及び第 2 号（一体整備相当森林の定性的基準）、規則第 33 条第 1 号（林班計画又は区域計画の面積規模の基準）及び同条第 2 号（属人計画の面積規模の基準）並びに長官通知Ⅰの２の(1)イの基準を満たすことが必要である。

また、長官通知Ⅰの２の(1)イの「認定森林所有者等及び認定森林所有者等に森林の経営の委託をした者以外の者と共有している森林を除く」とは、他者と共同で所有する森林については、認定森林所有者等のみで育成することができるものを除き一体整備相当森林に含めないことである。

さらに、法第 11 条第 1 項により「自ら森林の経営を行う森林」であることが必要であるが、自ら森林の経営を行う対象とならない分筆可能な附帯地等は、計画対象森林から除外することも可能である。なお、分筆可能な附帯地等を例示すれば、次のとおりである。

① 湿地等の更新困難地

② 転用対象森林等（林地開発許可の一時転用地を含む。）

③ 禁伐林、竹林

④ 作業路網等の敷地、治山事業の施設敷

⑤ 施業の一体性を有しない小規模な森林

この場合にあつては、規則第 33 条第 1 号に定める一体整備相当森林の面積規模の基準から除外する森林として運用して差し支えない。

なお、長官通知 I の 1 の(3)の「当該経営管理実施権の設定を受けた民間事業者に対し森林経営計画を作成するよう指導する」とは、森林法第 12 条第 1 項第 1 号の規定に該当する場合を除き、当該民間事業者に対し、周囲の森林等においても経営管理実施権の設定を受けることや経営の委託を受けることなど、積極的に森林所有者に代わって森林の経営を行うこと等により新たに森林経営計画を作成するよう指導することをいう。また、「当該森林所有者が所有する森林を含む森林経営計画が規則第 33 条第 1 号の規定に定める基準に適合しなくなることがないように、可能な限り支援する」とは、複数の森林所有者等が共同で作成している森林経営計画又は複数の森林所有者から経営の委託を受けて森林組合等が作成している森林経営計画のうち、一部の森林所有者が所有する森林について経営管理権を設定することにより、当該森林経営計画が面積規模の基準を満たさなくなることがないように支援することであり、具体的な支援の内容を例示すれば、次のとおりである。

① 複数の森林所有者等が共同で森林経営計画を作成している場合

- ・経営管理権を取得した市町村が、経営管理権集積計画の作成の申出を行った森林所有者に代わり当該共同計画の作成者となること。

- ・経営管理実施権を設定する民間事業者の選定に当たり、経営管理権集積計画の作成の申出を行った森林所有者に代わり当該共同計画の作成者となろうとする民間事業者を評価すること。

② 複数の森林所有者から経営の委託を受けて森林組合等が森林経営計画を作成している場合

- ・経営管理権を取得した市町村が、当該森林経営計画の作成者である森林組合等と共同で森林経営計画を作成すること。

- ・経営管理実施権を設定する民間事業者の選定に当たり、当該森林経営計画の作成者である森林組合等と共同で森林経営計画を作成しようとする民間事業者を評価すること。

(5) 計画対象森林に治山事業の施工地が含まれる場合の取扱い

森林経営計画の認定請求者（計画変更の認定請求を行う認定森林所有者等を含む。）は、都道府県知事に対して治山事業の施工地をその全部又は一部とする森林経営計画の認定請求を行うことにつき同意を求めるものとする。この場合、都道府県知事は、治山事業の実施について特段の支障が無ければ同意することとする。

(6) 森林の土地の所有者の同意があつたことを証する書面

長官通知 I の 2 の(1)カ(イ)の森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の維持管理に関する森林の土地の所有者の同意があつたことを証する書面として、当該施設の利用及び維持管理について定めた協定書等（付録 2：作業路網管理協定書模範例）の写しを添付することが必要であるが、平成 24 年 3 月 31 日以前に開設された作業路網その他の施設にあつては、当分の間、これを添付することを要しない。

(7) 森林経営計画の認定基準等（施業の実施基準等）

ア 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

規則第 38 条第 1 号の規定により、主伐が終了した日の翌年度の初日から起算して 2 年以内（以下この項において「植栽期限」という。）に植栽を行わなければならないこととされているが、植栽期限が当該森林経営計画の期末の日以降に到来する場合にあっては、当該森林経営計画に引き続いて作成される森林経営計画において、植栽期限までの植栽が計画されていなければならない。また、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林において、森林経営計画の期首の時点で植栽期限までに植栽が行われないことが明らかな森林がある場合にあっては、当該森林経営計画は認定を受けることができない。

さらに、特段の理由無く、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林において植栽期限までに植栽が行われていない場合にあっては、森林経営計画は認定を受けることができないので注意が必要である。

イ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林

長官通知 I の 2 の(2)ア(エ)の「伐採跡地」には、既に更新が完了した森林は含まれない。また、規則第 38 条第 2 号の「森林経営計画の始期における立木の本数が、当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が生育し得る最大の立木の本数に十分の三を乗じて得た本数を下回るもの」は、伐採により生じた伐採跡地に限るものとする。この場合、立木の本数の算定は、樹高を同じくする同一の樹種ごとに行うものとする。また、「当該森林経営計画の始期（当該始期前五年以内に主伐としてその立木を伐採した森林にあっては、当該主伐が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して五年を経過する日）から起算して二年以内に立木の本数が当該乗じて得た本数を超えることとなるよう、造林することとされていること」について、主伐後の造林の方法を人工植栽とする場合は、市町村森林整備計画において定められている標準的な植栽本数を植栽すれば良いこととして取り扱うこととする。

ウ 計画的間伐対象森林の基準

長官通知 I の 2 の(2)ア(ア)の「計画期間内に樹冠疎密度が 10 分の 8 以上となる森林」には、当該森林経営計画の始期前 5 年以内に間伐が実施された森林など始期における樹冠疎密度が 10 分の 8 に満たない森林を含めることができるものとする。この場合、当該森林の面積は、規則付録第 2 の算式の F 1 及び F 2 に含めるものとする。

エ 天然林における伐採立木材積の基準

長官通知 I の 2 の(2)ア(オ)の「その他更新が確実と見込まれる森林」とは、現に前生稚樹の密度が 1 ヘクタール当たり 3 千本以上となっている森林及び周辺に母樹となる天然林が所在し伐採により生じる伐採跡地の面積が 1 ヘクタール未満となる森林をいう。

オ 択伐複層林施業森林における伐採の基準

規則第 39 条第 2 項第 3 号に規定する択伐複層林施業森林において長官通知 I の 2 の(2)ア(ケ)に定める択伐を実施する場合は、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林のほか、伐採後の造林を人工植栽によるものは、択伐率を 10 分の 4 以下として運用して差し支えない。

2 森林経営計画の変更について

(1) 地域森林計画の変更等に伴う変更認定請求を実施すべき旨の通知法第 13 条の規定による通知

に当たっては長官通知Ⅰの３の(２)によることとされているところであるが、長官通知Ⅰの３の(２)のいずれかに該当する場合にあっては、市町村の長等は、法第 13 条の規定による通知を行う前に変更の認定請求を実施すべき旨を当該森林経営計画の認定森林所有者等に対し指導することとする。

(2) その他の変更認定請求を実施すべき旨の通知

法第 16 条第 1 号に基づき、法第 12 条第 1 項第 2 号の変更の認定請求をせず、又は認定請求をしたが当該認定を受けられなかったときに該当することとして認定取消しを行うに際しては、事前に法第 13 条の規定に基づき市町村の長等が森林経営計画を変更すべき旨の通知を行うこととされているところであるが、その運用については、長官通知Ⅰの３の(２)に定める場合のほか、次のとおりとする。

法第 13 条中、「森林経営計画（変更があった場合、変更後のもの）の内容が法第 11 条第 5 項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなったと認めるとき」とは、森林経営計画の計画書に記載された施業及び保護の内容が法第 11 条第 5 項各号に掲げる認定基準の全部又は一部に適合しておらず、市町村の長等が変更の認定請求を実施すべき旨を当該森林経営計画の認定森林所有者等に対し指導しても認定請求をせず、かつ、地域森林計画に計画された林道又は林業専用道の整備状況その他の認定森林所有者等の責によらない客観情勢による特段の理由がある場合（災害その他やむを得ない理由による場合（長官通知Ⅰの 5 の（３）に同じ）を含む。）に該当しないときである。

したがって、認定権者は、認定森林所有者等が作成した森林経営計画について当該認定森林所有者等の責によらない客観情勢による特段の理由があり認定基準の全部又は一部に適合しないこととなる旨の申告があった場合には、法第 13 条中、「森林経営計画（変更があった場合、変更後のもの）の内容が法第 11 条第 5 項各号に掲げる要件の全部又は一部に適合しなくなったと認めるとき」に当たるか否かの判断を行い、必要に応じて変更認定請求を実施すべき旨の通知を行うものとする。

(3) 森林経営計画の変更に係る指導

長官通知Ⅰの３の(３)の「一旦認定された森林経営計画の計画対象森林については、継続して当該森林経営計画の対象森林とするよう指導する」とは、特段の理由なく計画対象森林の一部を除外する変更は行わないよう、また、林班計画から区域計画への移行や森林経営計画間の統合等に際して、変更前の全ての計画対象森林を含めて変更するよう指導することである。

3 森林経営計画の変更の認定

森林経営計画の変更の認定については、長官通知Ⅰの 4 のとおり、原則として対象森林の異動が森林経営計画の始期にあったものとみなして、当該認定森林所有者等が森林経営計画の期間内にする森林の施業につき当該基準に適合しているかどうかを認定するものとされている。ただし、計画期間中に新たに計画対象森林を追加するために森林経営計画を変更する場合（森林経営計画の変更の認定請求時に他の森林経営計画の対象森林となっている森林を追加する場合を除く。）の変更後の森林経営計画への規則第 38 条第 4 号（規則第 39 条において適用することとされる場合を含む。）の基準の適用については、当該認定請求時の計画期間の残存年数を考慮し、付録第 2 の算式により算出される面積を次の算式により算出される面積とみなして同号の基準を適用することができるものとする。

なお、この場合において、新たに追加する計画対象森林のうち、当該森林経営計画の始期から変更

の認定請求日を含む年の前年までに間伐を実施した森林は、同号に定める計画的間伐対象森林に含めないものとして取り扱うものとする。

$$K + k \times t / 5$$

K：変更前の規則付録第2の算式により算出される面積

k：新たに追加する計画対象森林に係る規則付録第2の算式により算出される面積

t：変更の認定請求日を含む年を含めた計画期間の残存年数

○森林法施行令第3条第1号の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件(平成14年3月26日付け農林水産省告示第895号)

森林法施行令第3条第1号の農林水産大臣が定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該森林の土地が湿地であることその他その土地における立木の更新が著しく困難であると認められること。
- 二 森林経営計画の期間内において、当該森林が立木の生育に供されなくなることが明らかであると認められること。
- 三 森林経営計画の対象とする森林が森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第33条第1号に掲げる場合に該当しない場合にあつては、当該認定の請求をした者が森林所有者である森林でないこと。
- 四 前3号に掲げるもののほか、当該森林において計画的な森林の施業及び保護を実施することが著しく困難又は不適當であると認められること

○森林法施行令第3条第1号の規定に基づき農林水産大臣が定める基準を定める件の運用について(平成24年3月30日付け23林整計第386号林野庁計画課長通知)（抜粋）

8 規則第34条の認定請求書の様式

森林経営計画認定請求書

年 月 日

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）殿

住 所

請求者 氏名 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名

別紙の森林経営計画書に下記の書類を添えて森林法第11条第1項の規定による認定の請求をします。

記

- 1 森林経営計画の対象とする森林の所在、当該森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備の状況並びに当該森林のうち主伐としてその立木を伐採するものの区域を表示した図面
- 2 森林経営計画の対象とする森林につき森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が当該森林経営計画を作成した場合にあつては、その者が森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面
- 3 森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備につき、森林の土地の所有者の同意があつたことを証する書面

注意事項

記の2及び3の書類は、該当しない場合はその添付を要しない。

9 規則第42条第1項及び第2項の変更認定請求書の様式

森林経営計画変更認定請求書

年 月 日

市町村長（都道府県知事、農林水産大臣）殿

住 所

請求者 氏名 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名

別紙の変更後の森林経営計画書に下記の書類を添えて森林法第12条第1項（第12条第2項）の規定による認定の請求をします。

記

- 1 森林経営計画の対象とする森林の所在、当該森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備の状況並びに当該森林のうち主伐としてその立木を伐採するものの区域を表示した図面
- 2 森林経営計画の対象とする森林につき森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が当該森林経営計画を作成した場合にあつては、その者が森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面
- 3 森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護を実施するために必要な作業路網その他の施設の整備につき、森林の土地の所有者の同意があつたことを証する書面

注意事項

記の2及び3の書類は、該当しない場合はその添付を要しない。